



## 大洗町告示 38号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により、水戸・勝田都市計画地区計画を変更したので、同法第20条第1項の規定に基づき告示し、同条第2項の規定に基づき、当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

令和元年7月19日

大洗町長 小谷 隆亮

記

### 1 都市計画の種類

地区計画（大貫台地区地区計画）

### 2 都市計画を変更する内容

- (1) 「地区整備計画・建物等に関する事項・建築物等の用途の制限」における「8建築基準法別表第2（と）項第4号及び（ぬ）項第1項に掲げる建築物」中の（ぬ）を（る）と変更する。
- (2) 「建ぺい率」を「建蔽率」と変更する。

### 3 縦覧場所

大洗町役場都市建設課

## 水戸・勝田都市計画地区計画の変更（大洗町決定）

都市計画大貫台地区地区計画を次のように変更する。

名 称	大貫台地区地区計画							
位 置	大洗町大字大貫町及び大字神山町の各一部							
面 積	約 68. 1 h a							
地区計画の目標	<p>大貫台地区は大洗町のほぼ中央に位置し、地区の東側は国道51号に隣接しており、東水戸道路水戸大洗ICから約5km、鹿島臨海鉄道大洗鹿島線大洗駅から約2kmの位置にあって、交通の利便性に恵まれている。また、地区内の大部分が起伏の多い山林や、大貫池や金竜泉につながる湿地帯からなっており、一部の区域が県立自然公園普通地域に指定されているなど、自然環境の豊かな地区である。</p> <p>こうした特性を活かし、水戸都市圏における住宅需要に対応するため、これまで大規模な住宅地の開発が計画されてきたところであるが、近年の少子高齢化の急激な進展や、人口の減少傾向への転換などの大きな社会情勢の変化を踏まえ、計画が中止されることとなり、土地利用の方針が定まらない状況となった。</p> <p>このため、今後のまちづくりの方針が定まるまでの間、当面の無秩序な開発等の防止を目的として、本地区計画を定めるものである。</p>							
区域の整備・開発及び保全の方針	<table border="1"> <tr> <td>土地利用の方針</td> <td>地区的特性を活かし、地域の健全な発展に資する商業・業務・工業の施設、公益施設、住宅等の集積を図り、緑豊かな周辺環境と調和のとれた秩序ある土地利用を図る。 また、良好な環境を維持するため、周辺環境を害する恐れのある施設等については、立地を制限することとする。</td> </tr> <tr> <td>地区施設の整備方針</td> <td>本地区における街区道路や公園、給排水施設等については、周辺の公共施設の整備状況等を勘案し、開発行為を行う際に開発事業者が自ら都市計画法第33条に規定する開発許可の基準及び技術的細目に基づき適正に配置し、その機能が損なわれないよう維持・保全を図る。</td> </tr> <tr> <td>建築物等の整備方針</td> <td>地区計画の目標及び土地利用の方針を実現するため、建築物等に関する以下の制限を定める。 1 建築物等の用途の制限 2 建築物の容積率の最高限度 3 建築物の建蔽率の最高限度</td> </tr> </table>	土地利用の方針	地区的特性を活かし、地域の健全な発展に資する商業・業務・工業の施設、公益施設、住宅等の集積を図り、緑豊かな周辺環境と調和のとれた秩序ある土地利用を図る。 また、良好な環境を維持するため、周辺環境を害する恐れのある施設等については、立地を制限することとする。	地区施設の整備方針	本地区における街区道路や公園、給排水施設等については、周辺の公共施設の整備状況等を勘案し、開発行為を行う際に開発事業者が自ら都市計画法第33条に規定する開発許可の基準及び技術的細目に基づき適正に配置し、その機能が損なわれないよう維持・保全を図る。	建築物等の整備方針	地区計画の目標及び土地利用の方針を実現するため、建築物等に関する以下の制限を定める。 1 建築物等の用途の制限 2 建築物の容積率の最高限度 3 建築物の建蔽率の最高限度	
土地利用の方針	地区的特性を活かし、地域の健全な発展に資する商業・業務・工業の施設、公益施設、住宅等の集積を図り、緑豊かな周辺環境と調和のとれた秩序ある土地利用を図る。 また、良好な環境を維持するため、周辺環境を害する恐れのある施設等については、立地を制限することとする。							
地区施設の整備方針	本地区における街区道路や公園、給排水施設等については、周辺の公共施設の整備状況等を勘案し、開発行為を行う際に開発事業者が自ら都市計画法第33条に規定する開発許可の基準及び技術的細目に基づき適正に配置し、その機能が損なわれないよう維持・保全を図る。							
建築物等の整備方針	地区計画の目標及び土地利用の方針を実現するため、建築物等に関する以下の制限を定める。 1 建築物等の用途の制限 2 建築物の容積率の最高限度 3 建築物の建蔽率の最高限度							

## 用途地域内の建築物の用途制限の概要

大洗町都市建設課

※ この表は用途制限の概要を示すもので、すべての制限について掲載したものではありません。

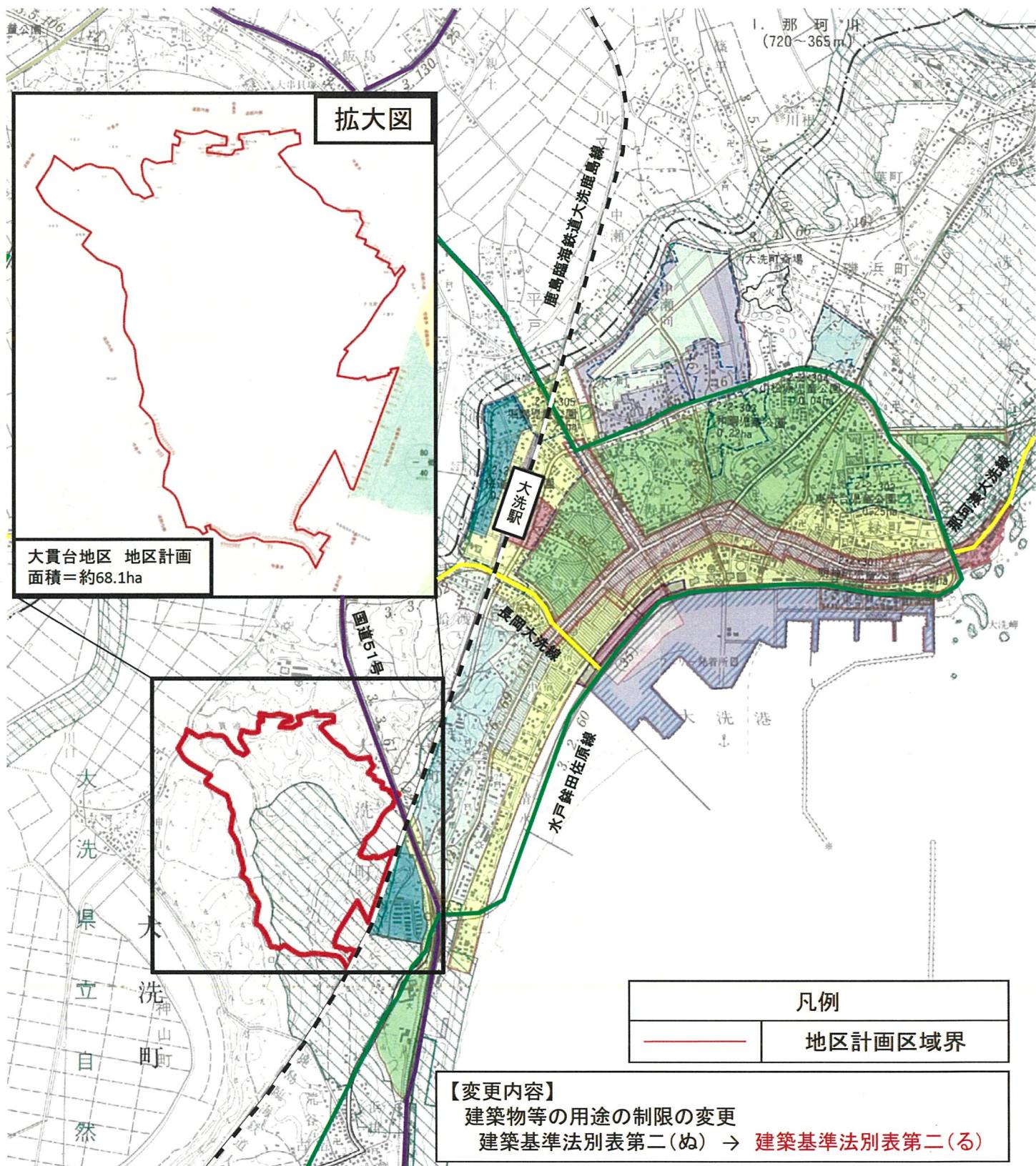
**注** 用途地域の指定のない区域は、市街化調整区域を除く。

※ 田園住居地域の色は仮で設定したもの

水戸・勝田都市計画 大貫台地区計画の変更（大洗町決定） 新旧対照表

区域の整備・開発及び保全の方針	建築物等の整備方針	新	旧
		地区計画の目標及び土地利用の方針を実現するため、建築物等に関する以下の制限を定める。 1 建築物等の用途の制限 2 建築物の容積率の最高限度 3 建築物の建蔽率の最高限度	地区計画の目標及び土地利用の方針を実現するため、建築物等に関する以下の制限を定める。 1 建築物等の用途の制限 2 建築物の容積率の最高限度 3 建築物の建ぺい率の最高限度
区域の整備計画	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物等は建築してはならない。 1～7 省略 8 建築基準法別表第2(と)項第4号及び(る)項第1号に掲げる建築物 9～10 省略	次に掲げる建築物等は建築してはならない。 1～7 省略 8 建築基準法別表第2(と)項第4号及び(ぬ)項第1号に掲げる建築物 9～10 省略
		建築物の建蔽率の最高限度	建築物の建ぺい率の最高限度

# 水戸・勝田都市計画 地区計画の変更【大洗町決定】



## 【変更理由】

都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴い、用途地域の種類に田園住居地域が新設されることによって建築基準法別表第2において条項が変更されることとなったため、地区整備計画に定める建築物等の用途の制限において、条項との整合を図るために地区計画の変更を行う。